税金 給与所得者の年末調整

給与所得者の所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月には年末調整で過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となるかたは、「給与所得者の扶養控除等申告書」を、年末調整を行う日までに提出している一定のかたです。

この年末調整では、配偶者控除や生命保険料控除などいろいろな控除が受けられます。扶養控除等申告書などで正確に申告して、もれなく控除を受けるようにしましょう。なお、配偶者控除や扶養控除の対象となるかたは、所得金額が38万円以下のかたとなっていますのでご注意ください。

◆ 給与所得の金額の計算について

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

給与所得者の場合は、勤務に伴う必要経費などの概算控除として、給与所得控除額が給与の年収額に応じて定められています。

《給与所得控除額》

年　　収	控　除　額
162万5,000円以下	65万円
162万5,000円超 ～ 180万円以下	年収×0.4
180万円超 ～ 360万円以下	年収×0.3　＋ 18万円
360万円超 ～ 660万円以下	年収×0.2　＋ 54万円
660万円超 ～ 1,000万円以下	年収×0.1　＋120万円
1,000万円超	年収×0.05　＋170万円

◆ 確定申告をしなければならない場合

給与所得者であっても、次のかたは確定申告をしなければなりません。

- 1年間の給与収入が2,000万円を超えるかた
- 給与を2カ所以上から受けているかた
- 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額－必要経費）の合計額が20万円を超えるかた

◆ 確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする必要のないかたでも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の中途で退職し、再就職していない場合
- 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

※詳しくは、岐阜南税務署（☎271・7111）または税務相談室へおたずねください。